



富職第 33 号
平成28年11月14日

富士見市特別職報酬等審議会
会長 清水 実 様

富士見市長 星 野 光 弘

議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について（諮問）

富士見市特別職報酬等審議会条例（昭和42年条例第3号）第2条の規定により、別紙のとおり、議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、貴審議会の意見を求めます。

別紙

- ・ 議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について

県人事委員会勧告に伴う議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定について

- ・ その他

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額（支給月数）の改定について